

旭川市では、市民が心地よい時間を過ごせる場の創出と朝型イベントの定着を図るため「令和8年度「あさいち」開催業務」に係る受託候補者を公募型プロポーザル方式により募集します。

令和8年4月10日

旭川市長 今津寛介

## 第1 契約担当部局

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター2階

旭川市経済部産業振興課

電話：0166-65-7047

FAX：0166-65-7048

メール：sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

## 第2 業務の概要

### 1 業務名

令和8年度「あさいち」開催業務

### 2 業務内容

#### (1) 目的

本業務は、北彩都ガーデンを会場として週末の朝にマーケットを開催し、市民が心地よい時間を過ごせる場を創出するとともに、旭川市における朝型イベントの定着を図ることを目的とする。あわせて、フードフォレスト構想の実践の場として、地域事業者と市民の接点を生み出し、新商品、新メニュー等を試行できる機会を設けることで、地域の食の魅力の発信と事業者の挑戦を後押しするものとする。また、令和8年度は、将来的な民間主導による自立運営への移行準備期として実施するものとする。

#### (2) 基本的な考え方

ア 北彩都ガーデンの立地や景観を生かし、朝の時間帯にふさわしい快適な空間を創出すること。

イ 単なる物販イベントにとどまらず、市民と地域事業者の接点を生み出す場として企画すること。

ウ 地域事業者による新商品、新メニュー等の試行や発信の機会となるよう運営すること。

エ 継続的な開催を通じて、朝型イベントとしての認知及び定着を図ること。

オ 将来的な民間主導による自立的な運営を見据え、出店者の自設営方式や運営手法の検証を行うこと。

#### (3) 業務内容

上記目的を達成するため、受託者は、旭川市と連携しながら次の業務を実施する。

##### ア 開催計画の作成

(ア) 年間の開催方針、コンセプト及び実施体制を整理した実施計画を作成すること。

(イ) 各回のテーマ、出店構成、会場レイアウト、運営方法等を企画すること。

(ウ) 公園管理者その他関係機関との役割分担及び連携方法を整理すること。

イ 出店者の募集、選定及び調整

- (ア) 開催趣旨に沿った出店者を募集すること。
- (イ) 出店内容、配置、提供商品等について調整すること。
- (ウ) 必要に応じて出店ルール、搬入搬出、衛生管理等に関する案内及び調整を行うこと。
- (エ) 出店者が自らブースを設営及び撤収する方式を基本とし、その実施に必要なルールの整理及び周知を行うこと。

ウ 会場運営

- (ア) 会場設営及び撤収に関する運営管理を行うこと。
- (イ) 当日の進行管理、来場者対応、出店者対応等を行うこと。
- (ウ) 安全管理、緊急時対応、関係機関との連絡調整等を行うこと。
- (エ) 開催状況に応じ、会場の快適性や回遊性に配慮した運営を行うこと。

エ 広報及び情報発信

- (ア) 紙媒体、ウェブ、SNS等を活用し、効果的な広報を行うこと。
- (イ) 開催内容、出店者情報、見どころ等を分かりやすく発信すること。
- (ウ) 必要に応じて開催後の記録及び発信を行うこと。

オ 効果検証及び報告

- (ア) 来場者数、出店状況、来場者及び出店者の声等を把握すること。
- (イ) アンケートその他適切な方法により、開催効果や課題を整理すること。
- (ウ) 将来的な自立運営に向けた改善点や課題を取りまとめること。
- (エ) 業務完了報告書を作成し、提出すること。

カ その他

本業務の実施に当たり必要な経費は、全て委託料に含めることとし、受託者が負担することとする。その他、本事業の目的を達成するために必要な事項について、適宜提案すること。

)

3 実施日程の目安

時期	内容
6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施計画の作成</li><li>・関係機関との調整</li><li>・出店者募集の準備</li></ul>
7月 ～10月	<ul style="list-style-type: none"><li>・あさいちの開催</li><li>・出店者調整</li><li>・広報及び情報発信</li><li>・来場者及び出店者の意見把握</li></ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"><li>・開催結果の整理</li></ul>

～1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果検証</li> <li>・課題整理及び改善提案の作成</li> </ul>
2月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書の作成</li> <li>・旭川市との協議、調整</li> <li>・成果物の最終とりまとめ、納品</li> </ul>

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 予算総額

6,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第3 参加資格要件

次の全ての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

1 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ただし、上記資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には次の書類を聴取する。

法人・個人	提出書類	備考
法人・個人	当該市町村の市町村税（特別区においては都税）に滞納のないことの証明書	発行日が提出期限内の3か月以内のもの
法人・個人	消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書	発行日が提出期限内の3か月以内のもの 管内の税務署が発行する「納税証明書その3」
法人・個人	決算書及び確定申告書の写し (直近の1期分)	管轄の税務署の受付印又は電子申告の受信通知があるもの 個人の場合は確定申告書の写しのみ
法人	履歴事項全部証明書 (任意団体の場合は定款とする)	発行日が提出期限内の3か月以内のもの
個人	身分証明書 (本籍地のある市町村から交付を受けること)	発行日が提出期限内の3か月以内のもの

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

3 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

5 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

6 市町村税又は都税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。

#### 第4 実施要領等の交付期間及び方法

令和8年度「あさいち」開催業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付は、次のとおりとする。

##### 1 交付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年4月30日（木）まで

##### 2 交付方法

第1の場所で交付するほか、旭川市経済部産業振興課のホームページからのダウンロードにより交付する。

URL：<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502>

#### 第5 参加表明手続

##### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

###### (1) 提出期限

令和8年4月30日（木）午後5時（期限厳守）

###### (2) 提出方法

次のオンラインフォームから提出すること。

<https://logoform.jp/form/iLZf/1502205>

##### 2 参加資格の確認等

第3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

##### 3 企画提案書の提出

2で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

###### (1) 提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時（期限厳守）

###### (2) 提出方法

次のオンラインフォームから提出すること。

<https://logoform.jp/form/iLZf/1502181>

#### 第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

##### 1 参加資格要件を満たしていない場合

##### 2 提出書類に虚偽の記載があった場合

##### 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

##### 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

#### 第7 受託候補者の特定

令和8年度「あさいち」開催業務に係る公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する

審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

## 第8 契約に関する基本事項

### 1 契約の締結

第7において特定された者と協議を行い、内容についての合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

### 2 契約保証金

要する。契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

### 3 契約書作成の要否

作成を要する。

### 4 支払条件

一括後払いとする。

## 第9 その他

### 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

### 3 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

### 4 提出された書類は返還しない。

### 5 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

### 6 詳細は実施要領等による。